

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）に対する魚沼市の考え方（案）

1 利用定員に関する基準

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
利用定員	教育・保育施設 第4条 地域型保育事業 第37条	従うべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園及び保育所：20人以上 ・ 認定区分（1～3号）ごとに利用定員を定めること。ただし、3号認定の子どもについては、満1歳未満と満1歳以上に区分すること。 <p>○認定こども園：1号～3号認定の子ども ○幼稚園：1号認定の子ども ○保育所：2号・3号認定の子ども</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業：1～5人 ・ 小規模保育事業A型・B型：6～19人 ・ 小規模保育事業C型：6～10人 ・ 居宅訪問型保育事業：1人 ・ 事業所内保育事業：雇用する労働者の子どもとその他の子どもごとに定めること。 <p>※満1歳未満と満1歳以上に利用定員を区分すること。</p>	国の基準どおり
定員の遵守	教育・保育施設 第22条 地域型保育事業 第48条	参酌すべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員を超えて教育・保育及び地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における教育・保育及び地域型保育に対する需要の増大への対応、災害、虐待等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 		国の基準どおり

2 運営に関する基準

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
内容及び手続きの説明及び同意	教育・保育施設 第5条	従うべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込を行った保護者に対し、次の内容を記した文書を交付し、事前説明を行い、保護者の同意を得なければならない。 ○運営規程 ○職員の勤務体制 ○利用者負担 ○教育・保育の選択に資すると認められる重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込を行った保護者に対し、次の内容を記した文書を交付し、事前説明を行い、保護者の同意を得なければならない。 ○運営規程 ○連携施設の種類・名称・連携協力の概要 ○職員の勤務体制 ○利用者負担 ○保育の選択に資すると認められる重要事項 	国の基準どおり
	地域型保育事業 第38条				
正当な理由のない提供拒否の禁止等	教育・保育施設 第6条	従うべき 基準	【提供拒否の禁止】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由がなければ、利用申込の受付を拒んではならない。 【定員を上回る利用申込があった場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に選考方法を保護者に明示して選考を行わなければならない。 【1号認定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 抽選、申込順等他公正な方法による選考によること。 【2号・3号認定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の必要性が高い子どもを優先的に選考すること。 		国の基準どおり
	地域型保育事業 第39条		参酌すべき 基準	【提供が困難な場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な教育・保育施設又は地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じること。 	

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
あっせん、調整及び要請に対する協力	教育・保育施設 第7条 地域型保育事業 第40条	従うべき 基準	・市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		国の基準どおり
受給資格等の確認	第8条	参酌すべき 基準	・認定の有無、認定区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認すること。	第8条の規定を準用（第50条）	国の基準どおり
支給認定の申請に係る援助	第9条	参酌すべき 基準	・支給認定を受けていない保護者から利用申込があった場合は、速やかに認定申請を行うための援助を行うこと。 ・支給認定の変更申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うこと。	第9条の規定を準用（第50条）	国の基準どおり
心身の状況等の把握	教育・保育施設 第10条 地域型保育事業 第41条	参酌すべき 基準	・子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握に努めなければならない。		国の基準どおり

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
連携施設等との連携	教育・保育施設 第11条 地域型保育事業 第42条	第11条： 参酌すべき 基準 第42条 第1～3項： 従うべき 基準 第4項： 参酌すべき 基準	【小学校等との連携】 ・教育・保育の提供の終了に際しては、小学校又は他の教育・保育施設等との円滑な接続のために、子どもに係る情報の提供等、小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関と密接な連携に努めること。	【小学校等との連携】 ※参酌すべき基準 ・第11条の規定を準用（第50条） 【教育・保育施設との連携】 ・地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く）は、次の事項に係る連携協力を行う教育・保育施設（以下「連携施設」という）を確保すること。 ○集団保育を体験させる機会の設定 ○適切な提供に必要な相談、助言その他の支援 ○代替保育の提供 ○提供終了後の次の連携施設の確保 ・居宅訪問型保育事業については、傷害、疾病等により集団保育が著しく困難である乳幼児の場合、乳幼児の状態に応じて専門的な支援を行える連携施設を適切に確保すること。 ・地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育施設等との円滑な接続のために、子どもに係る情報の提供等、連携施設との密接な連携に努めること。	国の基準どおり
教育・保育の提供の記録	第12条	参酌すべき基準	・教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録すること。	第12条の規定を準用（第50条）	国の基準どおり

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
利用者負担額等の受領	教育・保育施設 第13条 地域型保育事業 第43条	従うべき 基準	<p>【利用者負担額の受領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育又は等を提供した際は、保護者から利用者負担の支払いを受けるものとし、その支払いを受けた際は、領収証を交付する。 <p>【法定代理受領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの給付を保護者に代わり受け取らないときは、保護者から教育・保育等の費用基準額の支払いを受けるものとする。 <p>【上乗せ徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、教育・保育等に要する費用とその基準額との差額の範囲内での支払いを保護者から受けることができる。 <p>【実費徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育を提供される便宜に要する費用のうち日用品や行事への参加費用等の支払いを保護者から受けることができる。 <p>【支払いの同意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上乗せ徴収、実費徴収を行う場合は、あらかじめ、用途や金額等支払いの理由を書面で明らかにした上で説明を行い、保護者から同意を得ること。（上乗せ徴収については、文書による同意を得ること。） 		国の基準どおり
施設型給付費等の額に係る通知等	第14条	参酌すべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・法定代理受領による施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対し施設型給付費の額を通知すること。 ・法定代理受領を行わない場合は、教育・保育の内容や費用等を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付すること。 	<p>第14条の規定を準用（第50条）</p> <p>※第14条第1項の施設型給付費を地域型保育給付費と読み替える。</p>	国の基準どおり

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
取扱方針	教育・保育施設 第15条 地域型保育事業 第44条	従うべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・国の定める要領、指針に基づき、適切な教育・保育の提供を行うこと。 【幼保連携型認定こども園】 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 【その他認定こども園】 ・幼稚園教育要領及び保育所保育指針 ※幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえる。 【幼稚園】 ・幼稚園教育要領 【保育所】 ・保育所保育指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、適切な地域型保育を行うこと。 	国の基準どおり
自己点検・評価	教育・保育施設 第16条 地域型保育事業 第45条	参酌すべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する教育・保育の質について自己評価を行い、常にその改善を図ること。 ・定期的に保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（施設職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努力すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する地域型保育の質について自己評価を行い、常にその改善を図ること。 ・定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努力すること。 	国の基準どおり

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
相談及び援助	第17条	参酌すべき基準	・常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子どもや保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言等の援助を行うこと。	第17条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり
緊急時等の対応	第18条	参酌すべき基準	・子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡等の必要な措置を講じなければならない。	第18条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり
利用者に関する市町村への通知	第19条	参酌すべき基準	・特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	第19条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
運営規程	教育・保育施設 第20条 地域型保育事業 第46条	参酌すべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 【運営規程】 ○施設の目的及び運営の方針 ○提供する教育・保育の内容 ○職員の職種、員数及び職務の内容 ○提供日及び時間、提供を行わない日 ○利用者負担費用の種類、理由、金額 ○認定区分ごとの利用定員 ○施設の利用開始、終了に関する事項及び利用時の留意事項(選考方法を含む。) ○緊急時等における対応方法 ○非常災害対策 ○虐待の防止のための措置に関する事項 ○その他重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 【運営規程】 ○事業の目的及び運営の方針 ○提供する地域型保育の内容 ○職員の職種、員数及び職務の内容 ○提供日及び時間、提供を行わない日 ○利用者負担費用の種類、理由、金額 ○利用定員 ○事業の利用開始、終了に関する事項及び利用時の留意事項(選考方法を含む。) ○緊急時等における対応方法 ○非常災害対策 ○虐待の防止のための措置に関する事項 ○その他重要事項 	国の基準どおり
勤務体制の確保等	教育・保育施設 第21条 地域型保育事業 第47条	参酌すべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めること。 ・職員の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な地域型保育を提供することができるよう、地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めること。 	国の基準どおり

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
掲示	第23条	参酌すべき基準	・施設の見やすい場所に、運営規程、職員の勤務体制、利用者負担等、教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	第23条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり
平等に取り扱う原則	第24条	従うべき基準	・子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	第24条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり
虐待等の禁止	第25条	従うべき基準	・子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり
懲戒に係る権限の濫用禁止	第26条	従うべき基準	・懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第26条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり
秘密保持等	第27条	従うべき基準	・職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。 ・連携施設に情報を提供する際には、あらかじめ文書にて保護者の同意を得ること。	第27条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
情報の提供等	第28条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が適切な選択ができるように、実施している教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。 ・施設について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。 	第28条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり
利益供与等の禁止	第29条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設紹介の対償として、金品その他の財産上の利益を供与及び收受してはならない。 	第29条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり
苦情解決	第30条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付の窓口を設置する等の必要な措置を講じること。 ・受け付けた苦情は、内容等を記録すること。 ・苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めること。 ・市町村が行う報告、帳簿書類等の提出若しくは提示、市町村職員からの質問、設備若しくは帳簿書類等の検査に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。 ・市町村からの求めに応じ、改善の内容を報告すること。 	第30条の規定を準用 (第50条)	国の基準どおり

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
地域との連携等	第31条	参酌すべき基準	・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。	第31条の規定を準用(第50条)	国の基準どおり
事故発生の防止及び発生時の対応	第32条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ○事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ○事故が発生した場合又は発生の危険性が生じた場合に、事実の報告がされ、分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。 ○事故防止のための委員会及び職員への研修を定期的に行うこと。 ○事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。 ○事故の状況及び事故の際に採った処置について記録すること。 ○賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。 	第32条の規定を準用(第50条)	国の基準どおり
会計の区分	第33条	参酌すべき基準	・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。	第33条の規定を準用(第50条)	国の基準どおり

項目	条項	分類	内閣府令		魚沼市の考え方
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	
記録の整備	教育・保育施設 第34条 地域型保育事業 第49条 第50条(準用)	参酌すべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、設備及び会計に関する記録を整備すること。 ・教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ○第15条に基づく教育・保育の提供に当たっての計画 ○第12条に規定する提供した教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ○第19条に規定する市町村への通知に係る記録 ○第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ○第32条第3項に規定する事故の状況及び事故の際に採った処置の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、設備及び会計に関する記録を整備すること。 ・地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ○第44条に基づく地域型保育の提供に当たっての計画 ○(準用)第12条に規定する提供した地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ○(準用)第19条に規定する市町村への通知に係る記録 ○(準用)第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ○(準用)第32条第3項に規定する事故の状況及び事故の際に採った処置の記録 	国の基準どおり

3 特例給付費に関する基準

項目		条項	分類	内閣府令	魚沼市の考え方
特例施設型	特別保育利用基準 (1号認定で保育所を利用)	第35条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 特別利用保育を提供する保育所は、県の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。 特別利用保育を提供する場合は、特別利用保育の子どもと2号認定の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。また、提供する教育・保育に特別利用保育を含むものとする。 	国の基準どおり
	特別利用教育基準 (2号認定で幼稚園を利用)	第36条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 特別利用教育を提供する幼稚園は、学校教育法で定める設置基準を遵守すること。 特別利用教育を提供する場合は、特別利用教育の子どもと1号認定の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。また、提供する教育・保育に特別利用教育を含むものとする。 	国の基準どおり
特例地域型保育	特別利用地域型保育基準 (1号認定で利用)	第51条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 特別利用地域型保育を提供する場合は、市の条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守すること。 特別利用地域型保育の子どもと3号認定の子どもの総数(特定利用地域型保育を利用する2号認定の子どもがいた場合、その数も含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。また、提供する地域型保育に特別利用地域型保育を含むものとする。 	国の基準どおり
	特定利用地域型保育基準 (2号認定で利用)	第52条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 特定利用地域型保育を提供する場合は、市の条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守すること。 特定利用地域型保育の子どもと3号認定の子どもの総数(特別利用地域型保育を利用する1号認定の子どもがいた場合、その数も含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。また、提供する地域型保育に特定利用地域型保育を含むものとする。 	国の基準どおり

4 その他

項目	条項	分類	内閣府令	魚沼市の考え方
施行期日	附則第1条	—	・この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。	平成27年4月1日から施行する。
特定保育所に関する特例	附則第2条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保育所（都道府県及び市町村以外のものが設置する保育所）の上乗せ徴収については、市町村の同意を得ることを要件とする。 ・特定保育所は、市町村から保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 	国の基準どおり
施設型給付費等に関する経過措置	附則第3条	従うべき基準	・1号認定の子どもの教育・保育または特別利用保育、特別地域型保育の給付の額は、当分の間、法附則第9条の規定による額とする。	国の基準どおり
利用定員に関する経過措置	附則第4条	従うべき基準	・小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	国の基準どおり
連携施設に関する経過措置	附則第5条	従うべき基準	・特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難で、市が支援できると認める場合は、条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	国の基準どおり